

建築・設備設計業務委託特記仕様書（令和7年度）

I. 業務概要	<p>1 委託名称 公益財団法人福島県保健衛生協会 県南地区センター新築工事設計監理業務委託)</p> <p>2 委託期間（設計 契約日 ~令和8年 2月20日）</p> <p>3 （監理 工事契約日~令和8年12月25日）</p>
II. 委託仕様	<p>1. 適用 (1)特記仕様書及び委託図書に記載されていない事項は、福島県「建築・設備設計業務委託共通仕様書」による (2)特記仕様書の特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。</p> <p>2. 計画施設概要 (1) 施設名称 公益財団法人福島県保健衛生協会 県南地区センター (2) 敷地の場所 郡山市喜久田町菖蒲池 22--377 (3) 施設用途 事務所</p> <p>3. 設計と条件 (1) 敷地の条件 a. 敷地の面積 1449.41 m² b. 用途地域及び地区の指定 工業地域</p> <p>(2) 施設の条件 a. 施設の延べ面積 約 750.00 m² b. 主要構造階数 S造もしくはRC造2階建 c. 建築年次</p> <p>(3) 設計と条件 a. 予定工事費 (約 375,000,000 円) b. 工事概要 建築工事：杭工事・付属建物（軽量プレハブ）解体工事含む 設備工事：電気・機械設備一式</p> <p>(4) 法令上の諸条件 建蔽率 60%、容積率 200%</p> <p>(5) 工事種別 a. ○新築 ・増築 ・大規模な模様替 ・大規模な修繕 ・</p> <p>(6) 設備計画 空 調 ○暖房 ○冷房 ○換気 ○その他必要となる全ての設備 電 気 ○動力 ○照明 ・太陽光発電 ○その他必要となる全ての設備 弱 電 ○電話 ○放送 ・時計 ○警備 ○その他必要となる全ての設備 機 械 ・昇降機 ○給排水衛生 ・し尿処理 ・合併処理 ○公共下水道 ・()</p> <p>(7) 屋外整備計画 ○囲障 ○門 ○敷地排水 ○植栽 ○舗装 ○看板</p> <p>(8) 部分使用成果物 a. 対象とする成果物 概算予算書 b. 提出時期 令和7年11月28日(金)</p>

<p>4.</p> <p>5.</p> <p>基本設計</p>	<p>4-1 管理技術者の資格要件 管理技術者の資格要件は次による。 ◎建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ）による一級建築士</p> <p>4-2. 担当技術者の資格要件 担当分野の業務を分担する担当技術者のうち 1 名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とする。 なお、管理技術者は、次の担当技術者を兼ねることができる。</p> <p>(1) 建築（意匠・構造）分野の担当技術者(◎建築士法による建築士) (2) 設備（電気・機械）分野の担当技術者(◎建築士法による建築士) (3) その他 ()</p> <p>4-3. 協力者の資格要件 担当分野の協力者の担当技術者の資格要件は、4-2 の担当技術者の資格要件と同じ。</p> <p>設計業務の内容及び範囲</p> <p>(1) 一般業務の範囲</p> <p>a. ◎建築（総合）基本設計に関する標準業務 ◎電気設備基本設計に関する標準業務 ◎機械設備基本設計に関する標準業務 ◎その他必要となる工事の基本設計に関する標準業務</p> <p>b. 実施設計 ◎建築（総合）実施設計に関する標準業務 ◎建築（構造）実施設計に関する標準業務 ◎電気設備実施設計に関する標準業務 ◎機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務 ◎その他必要となる工事の実施設計に関する標準業務</p> <p>(2) 追加業務の内容及び範囲 ◎積算業務 ◎建築積算 ◎電気設備積算 ◎機械設備積算 ◎積算数量算出書の作成 ◎単価作成資料の作成 ◎見積の収集 ◎見積検討資料の作成</p> <p>(3) 特別調査 ・石綿含有建材分析調査（ 箇所） （調査箇所は監督員との協議による）</p> <p>(4) 関係法令等に基づく手続き ◎建築基準法第 6 条・第 18 条に基づく手続き ◎仮使用承認申請 ◎建築基準法による許可申請 ・道路位置指定申請 ・紛争予防条例又は指導要綱に関する各種手続 （標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成） ・紛争予防条例等に関する近隣説明への協力 ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務 ◎省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務 ・リサイクル計画書の作成 ◎概略工事工程表の作成 ・営繕事業広報ポスターの作成 ・建築物の保守に関する説明書の作成 ・住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く） ・日影規制に関する近隣説明への協力 ・総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成 ・電波障害に関する近隣説明への協力 ◎都市計画法による申請(60 条証明) ◎福島県景観条例 ◎郡山市景観条例 ・コスト縮減検討中間報告書の作成 ・コスト縮減検討報告書の作成 ・公共建築設計者情報システム(PUBDIS)業務カルテ登録 ◎その他法令等に基づく申請</p>
---------------------------------	--

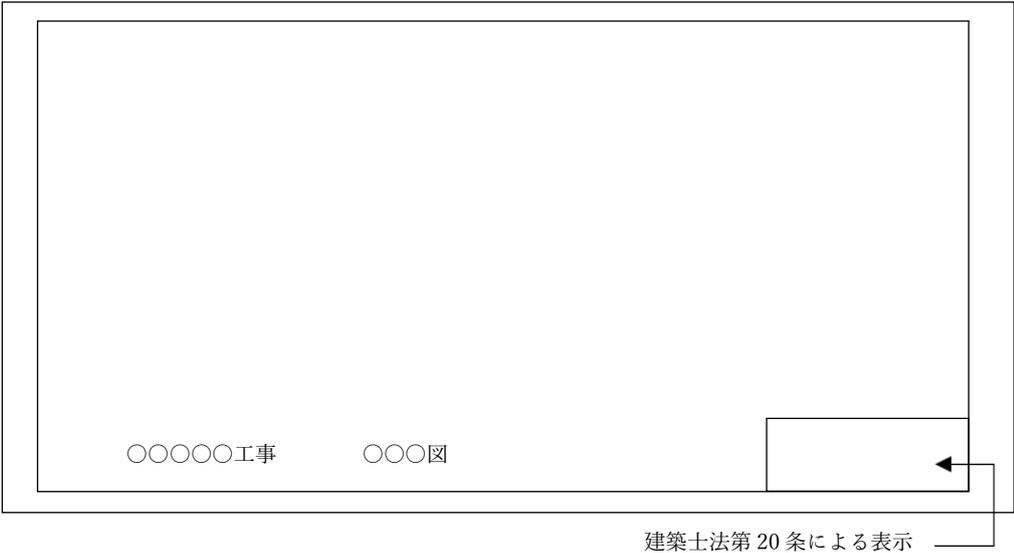
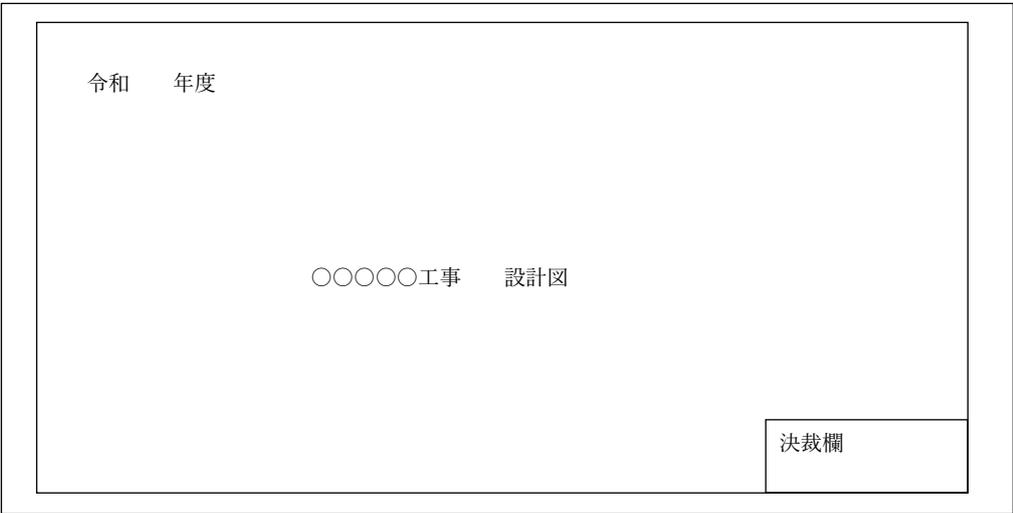
	<p>6. 業務の実施</p> <p>(1) 一般業務</p> <p>a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。</p> <p>b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。</p> <p>c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。</p> <p>(2) 打合せ及び記録 打合せは次の時期に行う。</p> <p>a. 業務着手時</p> <p>b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時</p> <p>(3) 適用基準、設計条件等</p> <p>福島県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築・設備工事共通仕様書」 ○ 「建築関係工事積算基準」 ○ 「福島県建築・設備工事設計要領」 ○ 「建築・設備工事特記仕様書」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「福島県建築景観デザインマニュアルⅠ・Ⅱ」 ・ 「福島県公共事業等景観形成指針」 ○ 「やさしいまちづくり整備指針」 ○ 「福島県建築基準法施行条例とその解説」 ○ 「人にやさしいまちづくり条例」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「福島県景観条例」 ・ 「コンクリートの耐久性確保に係る措置」指導要領」 <p>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」 ○ 「官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「官庁施設の総合耐震設計基準」 ○ 「公共建築工事標準仕様書」 ○ 「公共建築改修工事標準仕様書」 ○ 「公共建築改修工事の積算マニュアル」 ○ 「建築物解体工事共通仕様書・同解説」 ○ 「建築設計基準」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「構内舗装・排水設計基準」 ・ 「環境配慮型官庁施設設計指針」 ○ 「電気設備工事共通仕様書」 ○ 「電気設備改修工事共通仕様書」 ○ 「電気設備工事標準図」 ○ 「機械設備工事共通仕様書」 ○ 「機械設備改修工事共通仕様書」 ○ 「機械設備工事標準図」 ○ 「建築設備設計基準」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「排水再利用・雨水利用システム設計基準」 <p>郡山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「郡山市景観条例」 ○ 「ひとにやさしい施設整備指針」 ○ 「郡山市会津若松市建築基準法施行細則」 ○ 「郡山市建築物等の建築に関する指導要綱」 ○ 「郡山市電波障害防止に関する指導要綱」 ○ 「郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱」 ○ 「郡山市開発行為等指導要綱」 ○ 「郡山市建築物解体工事特記仕様書」 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築設備耐震設計・施工指針（建設省住宅局建築指導課）」 ○ 「建設リサイクル法」 ○ 「公共工事における建設副産物の再生利用促進に関する当面の運用について」 <p>(4) 成果物の提出場所（公益財団法人福島県保健衛生協会 総務課 総務・管理係）</p>
--	---

III. 成果物	1) 基本設計	縮尺	摘要
	成果物	縮尺	摘要
建築 「意匠」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕様概要表 ○ 仕上表 ○ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 平面図 ○ 断面図 ○ 立面図 ○ 矩計図（主要部詳細） <ul style="list-style-type: none"> ・ 日影図 ・ 計画説明書 ○ 各種技術資料 ○ 透視図 ○ 概算工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・ （その他必要とする図面等） 	適宜	
建築 「構造」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計画概要書 ○ 仕様概要書 ○ 各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造復元図 （別紙特記仕様書中の一般調査及び特別調査で復元できる範囲） <ul style="list-style-type: none"> （ア）伏図 （イ）軸組図 （ウ）各部断面図 （エ）部材リスト表 ○ 構造検討書 ○ 概算工事費 ○ （その他必要とする図面等） <p>（注）建築（構造）の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。</p>	適宜	
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備計画概要書 ○ 仕様概要書 ○ 各種技術資料 ○ 概算工事費 ○ （その他必要とする図面等） 	適宜	
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空気調和設備計画概要書 ○ 給排水衛生設備計画概要書 ○ 昇降機設備計画概要書 ○ 仕様概要書 ○ 概算工事費 ○ 各種技術資料 ○ （その他必要とする図面等） <p>（注）電気、及び機械設の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。</p>	適宜	

2)	実施設計	縮尺	摘要
	成果物	縮尺	摘要
	<p style="text-align: center;">建築意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕様書 ○ 仕様概要表 ○ 仕上表 ○ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 平面図 ○ 断面図 ○ 立面図 ○ 矩計図 ○ 展開図 ○ 天井伏図 ○ 平面詳細図 ○ 部分詳細図 ○ 建具表 ○ キープラン ○ 法チェック図 ○ サイン計画図 ○ 外構図 ○ 解体撤去図 ○ エレベーター参考図 ・ 階段段差解消機参考図 ・ 外部外構階段屋根平面図、断面図 ○ 確認申請書 ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 防災計画図書 ○ 省エネルギー関係計算書 ○ 各種技術資料 ○ (その他必要とする図面等) () 	適宜	
	<p style="text-align: center;">建築構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造設計図 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 伏図 (イ) 軸組図 (ウ) 各部断面図 (エ) 標準詳細図 (オ) 各部詳細図 ・ 屋外外構階段屋根構造図 ○ 構造計算書 ○ 仕様書 ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 各種技術資料 ○ (その他必要とする図面等) ・ () ・ () <p>(注) 建築(構造)の成果図書は、建築(意匠)実施設計の成果図書の中に含めることもできる。</p>	適宜	

	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕様書 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ○ 電灯設備図 ○ 動力設備図 ○ 受変電設備図 ・ 自家発電設備図 ・ 避雷設備図 ○ 構内交換設備図 ○ 構内情報通信網設備図 ○ 電気時計拡声設備図 ○ インターホン設備図 ○ テレビ共同受信設備図 ○ 火災報知設備図 ・ 中央監視制御設備図 ○ 防犯設備図 ○ 構内配線経路図 ○ 確認申請図書 ○ 各種計算書 ○ 電気設備工事積算数量算出書 ○ 電気設備工事積算数量調書 ○ 防災計画書 ○ 省エネルギー関係計算書 ○ 各種技術資料 ・ 維持管理費の算出 ○ (その他必要とする図面等) ・ () 	適宜	
	機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕様書 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ○ 機器表 ○ 空気調和設備図 ○ 換気設備図 ○ 排煙設備図 ○ 衛生器具設備図 ○ 給水設備図 ○ 排水設備図 ○ 給湯設備図 ○ 消火設備図 ・ 厨房機器設備図 ○ ガス設備図 ・ し尿浄化槽設備図 ・ 自動制御設備図 ○ 昇降機設備図 ・ 搬送機設備図 ・ 特殊設備図 ・ 屋外設備図 ○ 確認申請図書 ○ 各種計算書 ○ 機械設備工事積算数量算出書 ・ 防災計画書 ○ 省エネルギー関係計算書 ○ 各種技術資料 ・ 維持管理費の算出 ・ コスト縮減検討報告書 ○ (その他必要とする図面等) ・ () 	適宜	

IV. 成果品等 の 納入部数	基本設計、実施設計		
	共通事項	・著作権等について	別紙 (1)条項による。
		設計図書等の種類	摘要
	基本設計	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計説明書原稿 指定部数 ・基本設計説明書 指定部数 ・(基本設計データ) 指定部数 	A3 版 A3 版 CD-R 等
	設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ○原図 1 式 ○CAD データ 1 式 ○起工伺用図面 各 1 部 ○保存用図面設 各 2 部 ○工事監理用図面 各 3 部 ○施工用図面 <li style="padding-left: 20px;">杭地業 指定部数 <li style="padding-left: 20px;">建築 指定部数 <li style="padding-left: 20px;">電気設備 指定部数 <li style="padding-left: 20px;">機械設備 指定部数 <li style="padding-left: 20px;">その他必要とする工事 指定部数 	原則として、工事毎にケースに入れ納品する。 CD-R 等 (JWW、DXF ファイル PDF 3 種類) A4 版袋入れ 2つ折製本とする。(A2 版) 2つ折製本とする。(A3 版)
	工事費算出書	<ul style="list-style-type: none"> ○原稿 (金入内訳書) 各 1 部 ・金抜内訳書 指定部数 ○CD-R 等 1 式 	エクセル等データで納品する。 (PDF データ含む)
	計算書	<ul style="list-style-type: none"> ○構造計算書 2 部 ○電気設備各計算書 1 部 ○機械設備各計算書 1 部 ・工作物等各計算書 1 部 	監督員の指示により作成する。
		設計図書等の種類	摘要
	申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ○確認申請書 1 式 ・消防施設申請書 1 式 ・公共下水道使用申請書 1 式 ・給水施設確認申請書 1 式 ・日影図 1 部 ・防災計画書 1 部 ○積算根拠資料 1 部 ○各調査書 1 式 ○各記録書 1 式 ○各積算数量算出書 1 式 ○各積算数量調書 1 式 ○その他 1 式 <li style="padding-left: 20px;">(各法令許可申請書) <li style="padding-left: 20px;">(その他必要とする図面等) ○仮使用承認申請 1 式 	工事種別ごとに整理し、ファイルする。 監督員の指示による。

V. 貸与資料	資料名	摘要
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地測量図 ◎地盤調査資料 ・基本設計説明書 ・補助関係設計基準 ・造成計画図 ・設計要領 ・既存図面 	
	貸与場所（公益財団法人福島県保健衛生協会 本館） 返却場所（公益財団法人福島県保健衛生協会 本館）	貸与時期（調査等の完了以降） 返却時期（業務完了時）
VI. 設計原図の材質及び大きさ等	1) 設計原図の材質 2) 設計原図の大きさ 3) 原図の様式は下図を標準とする。 設計図	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーシングペーパー ◎（監督員の指示による） ・A1版 ◎A2版 
	表紙	

条項 1（著作権の譲渡等）

受注者は、成果物（部分引き渡し成果物を含む。以下本条項から条項 4 まで同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（著作権法第 2 条及び第 28 条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち、受注者に帰属するもの（著作権法第 2 章第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引き渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。

条項 2（著作者人格権の制限等）

- 1 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において受注者は著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
 - 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - 二 成果物又は本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - 三 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - 四 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を受けた場合には、この限りでない。
 - 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - 二 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権等を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

条項 3（受注者の利用）

発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを承諾する。

条項 4（著作権の侵害の防止）

- 1 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

条項 5（権利差務の譲渡等）

受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を受けた場合には、この限りでない。

条項 6（秘密の保持）

- 1 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾又は合意なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

条項 7（引渡し前における成果物の利用）

- 1 発注者は、成果物の引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 成果物の全部又は一部を使用する場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

条項 8（協議）

条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と、受注者が協議して定めるものとする。

配置図

案内図